解散公告

当社は、平成二十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

宮崎県都城市下水流町三〇〇〇番地ろ

有限会社増満建設

清算人　増満　瑞恵

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年七月十八日盛岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

盛岡市玉山区渋民字泉田三六〇番地

玉山村渋民土地区画整理組合

代表清算人　竹田　祐三

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

奈良市西木辻町三二〇番地五

社団法人奈良県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　倉本　守

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月二十四日開催の評議員会総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

愛媛県大洲市新谷町甲二七九―三

特例民法法人　新谷公益会

代表清算人　瀧野　一明

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年三月二十一日開催の通常総会の決議により解散し、平成二十四年五月十六日付けにて千葉県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

千葉県市原市市場四三八番地

市原市市場土地改良区

清算人　石塚　功

解散公告（第二回）

当法人は平成二十四年六月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

東京都港区白金台五丁目二一番五号国立科学博物館附属自然教育園構内

財団法人野外自然博物館後援会

清算人代表　岡　孝男

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成十年六月三十日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

沖縄県国頭郡金武町字屋嘉三六〇―一

清算法人金武町屋嘉土地改良区

代表清算人　島袋　米廣

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十年三月十七日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

沖縄県国頭郡金武町字金武九七五―三

清算法人金武町並里土地改良区

代表清算人　与那城　剛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年八月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

千葉県千葉市稲毛区稲毛東四丁目二番二号

医療法人社団仁泉会

清算人　太田　宏子

解散公告（第三回）

当社は、平成八年六月一日平成二年法律第六四号附則第一九条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

東京都渋谷区桜丘町一四番地

有限会社福祉開発

連絡先　東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル七階　弁護士法人関西法律特許事務所　東京事務所

清算人　佐藤　潤

解散公告（第三回）

当社は、解散しましたが、残余財産の存在が判明したため平成二十四年三月九日当職が清算人に選任されました（東京地方裁判所平成二十四年（ヒ）第七号）。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

東京都中央区八重洲二丁目五番地

不二観光土地株式会社

清算人弁護士　花﨑　浜子

連絡先　東京都港区北青山二丁目七番二〇号第二イノセビル五階　赤尾・花﨑法律事務所

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年六月十五日に土地改良法第六十七条第二項の規定により解散の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

和歌山県橋本市恋野一四七

清算法人恋野土地改良区

清算人　榎阪　晴光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月三十日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年七月二十日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目四番三〇号いわきビル

社団法人九州電気管理技術者協会

代表清算人　今本　新

第六十四期決算公告

（平成二十四年三月三十一日現在）

貸借対照表

単位・千円

資産の部

流動資産	二、二六九、三九〇
固定資産	七七一、八〇八
合計	三、〇四一、一九八

負債及び純資産の部

流動負債	一、四六一、三五六
固定負債	七一八、九九九
株主資本	八六〇、八四二
資本金	五〇、〇〇〇
利益剰余金	八一〇、八四二
利益準備金	一二、五〇〇
その他利益剰余金	七九八、三四二
（うち当期純利益）	（二六、八九五）
合計	三、〇四一、一九八

平成二十四年六月十三日

東京都港区西麻布三丁目二番一〇号

永興電機工業株式会社

第23期決算公告

平成24年6月19日　神奈川県川崎市幸区新小倉1－1

パイオニア販売株式会社

代表取締役社長　仲野　隆茂

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,150	流動負債	11,704
固定資産	430	（うち賞与引当金）	(264)
有形固定資産	282	固定負債	100
無形固定資産	53	退職給付引当金	100
投資その他の資産	95	株主資本	3,776
		資本金	100
		資本剰余金	2,993
		その他資本剰余金	2,993
		利益剰余金	683
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	658
		（うち当期純利益）	(705)
資産合計	15,580	負債・純資産合計	15,580